平成２１年（フ）第５６１号
愛媛県松山市生石町423番地６　コーポいくし201号
債務者　栗田美恵子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３０５号
福岡県久留米市上津町2059番地５
債務者　山下　正一
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３６０号
福岡県うきは市吉井町清瀬92番地３
債務者　上村　康子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４５１号
宮崎市潮見町176番地８、前住所宮崎市橘通東５丁目７番５号　サンライズ橘601号
債務者　丸山　輝基
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１３４号
鹿児島県伊佐市大口大田1889番地
債務者　井手ノ上五男
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１５６号
鹿児島県姶良郡姶良町平松5850―２、住民票上の住所鹿児島県姶良郡湧水町川西927番地
債務者　大山いづみ
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１６３号
鹿児島県曽於市財部町北俣10658番地　鳥越住宅５号
債務者　村岡　良子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２８３号
沖縄県豊見城市字豊見城68番地の１　第一上原マンション205号
債務者　大城　貴絵
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１１５号
宮城県大崎市古川小野字新鶴巻24番地１
債務者　鎌田　享子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１１６号
宮城県大崎市古川小野字新鶴巻24番地１
債務者　鎌田　卓治
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１９０号
宮城県大崎市古川李埣１丁目10番19号　ハイツ福地103号、従前の住所宮城県大崎市古川北稲葉２丁目５番26号
債務者　宮内　惣康
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第３１２号
秋田市東通仲町19番25号　大福荘２－３号
債務者　益子トシ子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３９号
秋田市大住１丁目11番11号　県営大野住宅11―204号
債務者　加藤　　優
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５８号
長野県上田市小牧516番地　片岡ゆり子方、前住所長野県上田市上丸子1017番地11
債務者　金井ちか子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１７８号
長野県千曲市上山田温泉３丁目41番地15　上山田ホテル寮第五201
債務者　中村千恵子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第８４３号
京都市伏見区久我森の宮町14番地81
債務者　岡田　一生
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１００１号
京都市上京区寺之内通千本東入２丁目新猪熊東町351番地　シャトー若草511号室
債務者　髙木　隆慈
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係